

3月5日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第5号、議案第9号および議案第11号の3議案について、3月16日に開催した委員会の審査の経過および結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第5号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、訪問介護先で利用者から、介護職に対してセクシャルハラスメントと疑われるような案件もあると聞いているが、どのような措置を取っているのかという質疑に対して、個人宅に訪問して身近に接する介護職の直面している課題と捉えている。ハラスメントの条項を付け加えた文言は、事業所内における職員のハラスメント防止となっている。国のハラスメント対策マニュアルでは、組織として利用者からのハラスメントに対してどの様に対応していくかを掲げなさいという位置付けがある。今後、担当課が事業所等に行く際に、対策を確認し情報共有して、市全体でハラスメントの防止策を図っていききたいとの答弁でした。

実際にそのような案件を掴んでいるかとの質疑に対して、ケアマネージャーからは、セクシャルハラスメントよりも、モラルハラスメントやパワーハラスメントなど、サービスを受けられる側から無理難題な要求があり、相談を受けて、担当課も加わり解決しているが、双方の主張が合わずに、話し合いが続いているケースもあるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論として、研修やハラスメント防止対策は必要で進めるべきだが、普段から人員不十分な体制の中、密が避けられない介護職場で、ケアされている介護従事者の人員配置を緩和するのは問題である。今やるべきことは、介護崩壊を防ぐために国や県が公的資金を投入して、事業所の経営支援を行い、介護従事者には、危険手当も含めて賃上げを行い、働きやすい環境改善が必要と考え、反対するとのことでした。

議案第9号湖南省学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、2ヶ所以上で行っている学童保育所は、石部学童保育所だけではないが、他の施設が掲載されていない理由はとの質疑に対して、支援単位本部の位置を記載しているとの答弁でした。

討論はありませんでした。

議案第11号湖南省介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、第7期で基金を取り崩し、保険料を抑える努力をしてきたことへの周知はどの質疑に対して、様々な努力をした結果、値上げとなったことの広報活動は、ホームページ等を通じて情報提供をします。特別徴収者に対しては4月の仮徴収時と6月の保険料の本決定時に情報提供していくとの答弁でした。

今回の改正によって、1年間でどれだけの金額が変わるのかという質疑に対して、令和2年度より約1億2,600万円の増を見込んでいるとの答弁でした。第8期で基金の取り崩しはどの質疑に対して、来年度、基金は取り崩さず、1・2年目の余剰を基金に積み立て、3年目に基金を取り崩すという計算で、保険料を算定している。3年間で必要な金額をまず算出をして、その必要な金額を3年間でどう徴収するかというイメージですとの答弁でした。

保険料の算定方法は、前回の委員会の説明と同じかとの質疑に対して、調整交付金相当額5%部分は、湖南省は前期高齢者の割合が高く、収入も多いことから不交付団体となるが、他の交付金として、保険者機能強化推進交付金をこなんざ・ボイスなどの介護予防事業に充てて、再度計算をすると6,110円であるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論として、年金削減や社会保障の改悪などにより、多くの高齢者の暮らしは逼迫している。重い保険料や利用料の負担、また介護施設の不足での待機者の改善は、国・県の負担割合を、増やすことを求めていく必要がある。県内の介護保険料の改定について、半数以上が据え置きか引き下げをされている。湖南省の基準額の介護保険料は第7期と比べて714円値上げとなることに反対とするとのことでした。

採決の結果、議案第5号および議案第11号の2議案については、いずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、議案第9号については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。